

団体名：自治労と自治労連から国民を守る党

回答日：令和8年2月17日

要望書（回答）

1. 貴自治体において、労働組合への加入・非加入および脱退について、新入職員および在職職員が主体的かつ自由な意思に基づいて選択できることを、どのような仕組みや手続きにより担保しているかご教示ください。

あわせて、職員が「労働組合に経済的負担を感じていながらも脱退しにくい」と認識している状況や、「組合側の対応が十分でない」と受け止められる事例が確認された場合、職員を保護する観点から、行政としてどのような対応が望ましいとお考えか、見解をお示しください。

【回答】（総務部行政監理室 服務担当）

当市では、地方公務員法に基づき、職員の労働組合への加入・非加入および脱退の自由は個人の意思に委ねられるものと認識しております。この自由を担保するため、新採用職員研修等において、職員団体の加入・非加入の意思決定は職員個人の判断によるべきであることを周知しております。また、職員が「労働組合に経済的負担を感じていながらも脱退しにくい」と感じた場合や「組合側の対応が十分でない」と受け止められる事例が確認された場合には、職員を保護する観点から、担当部署等が相談の窓口となり、適切に対応をしていくことが望ましいと考えます。

2. 自治体内及び庁舎内において、特定の政党・議員・候補者への支援や、政治活動への呼びかけ等により、行政の政治的中立性が損なわれたり、地方公務員法第36条に定める政治的行為の制限を逸脱することがないように、職員に対してどのような説明、周知又は指導を行っているかご教示ください。

【回答】（総務部行政監理室 服務担当）

地方公務員法第36条に限らず同法をはじめとする法令遵守の重要性は、階層別研修等で指導をしているほか、定期的に全職員を対象に自己点検のためのコンプライアンスチェックを実施し、周知徹底を図っています。